



## 「宝くじ」はまちづくり活動を応援します

まちづくり防災課 (☎33-5632)



プロジェクター・スクリーン  
などの整備  
(照島地区まちづくり協議会)



机・椅子の整備  
(本浦地区まちづくり協議会)

(一財)自治総合センターの宝くじ事業収入によるコミュニティ助成事業により、照島地区まちづくり協議会と本浦地区まちづくり協議会が、地域活動に必要な備品を整備しました。今後、さらなるまちづくり活動の活性化が期待されます。

宝くじの収益は、このように地域づくりに還元され役立っています。



## 市長の主な動き(8月)

※市長の過去1か月の主な活動を掲載しています。

日にち	内容
2(月)	・ALT 退任挨拶 (市長室) ・県市町村総合事務組合議会臨時会 (鹿児島市)
4(水)	9月議会補正予算市長査定
5(木)	・監査委員からの意見書提出 (市長室) ・県市町村行政推進協議会地域経済委員会 (鹿児島市) ・水産業振興対策協議会鹿児島県支部監査 (鹿児島市)
6(金)	水難救済会総会 (防災センター)
10(火)	道の日ボランティア清掃 (市内建設業団体) 出発式
11(水)	・市国民健康保険運営協議会 (防災センター) ・交通安全対策会議 (防災センター)
16(月)	新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (防災センター)

### 〔広告〕

### 未来あるいちき串木野市民の皆様へ感謝を込めて

とんかつみその名物。  
庄巻ジャンボ海老フライつぶりの食べ  
応えをお楽しみください。



とんかつみその 持ち帰りお弁当  
ご家庭でのお祝い・ご褒美など  
特別な日の演出に！

ジャンボ海老フライ弁当 3,100円 (税込3,348円)

ごはん(味噌汁付)、キャベツサラダ、お漬物のセットです

●お問合せ こだわりとんかつ 味工房みその 0996-33-1550

アルバイト様・パート様大募集『未来あるいちき串木野市』で共に元気に働きませんか  
仕事内容・調理・接客・配達 なんでもお気軽に聞いてください(仕事内容・働ける時間・早朝6時からの勤務もごさいます)  
お問い合わせ・こだわりとんかつ味工房みその ☎0996-33-1550(担当・竹本)



まちづくり防災課  
(☎33-5632)

私たちのまち、いちき串木野市の自治活動をする中で、決まりごとがあるの？  
それが自治基本条例です。

☆自治基本条例ってどんな条例なの？

いちき串木野市の自治公民館活動や、まちづくり協議会活動などの地域づくり活動を自治活動といいます。それらの基本になることを定めた条例が「いちき串木野市自治基本条例」(平成26年4月1日施行)です。

「市民一人ひとりが地域づくりの主役」であることや、地域づくりについて市民と市議会と市が一緒に取り組んでいくことなどを定めた条例です。

この自治基本条例は、「自治体の憲法」と言われており、地域活動はもとより、いちき串木野市の条例の基本になる条例です。



☆自治基本条例の役割は？暮らしがどう変わるの？

あなたも私も地域づくりの主役です。みんなで地域の活動に参加する仕組みづくりをし、子どもから高齢者までがそれぞれ役割を持って地域をより良くしようという話し合いや、積極的な参加をすることで、お住まいの地域で活躍したり、生きがいを感じたりすることができます。

私たちの考えが活かされた地域づくり活動は、さらに住みやすい地域を作っていくことになります。

次回からは、条例に書いてある内容の中から、地域づくり活動に特に大切な事गरらについて、具体的な例をあげてお知らせしていきます。

自治基本条例は市のホームページで見ることができます。また、まちづくり防災課に置いてあります。

ぜひ一度読んでみてください。

(具体的な活動例)

・ごみ出しの日に高齢者の方が持っていきのが大変そうだから、地域の人みんなで仕組みを作ろう。



・交通安全について、地域の人みんなで考えよう。



・空き家が増えてきたので、見回り活動をしよう。



令和2年度のいちき串木野市の行政改革の成果について公表します。

**11億1,585万円の効果!!**

目標額(2億8,925万円)に対し385.8%達成!!

**★歳出の削減** 2億441万円

- ・ 定員適正化計画の着実な推進
- ・ 市長等特別職の給料減額継続、管理職手当の削減
- ・ 消耗品など経常的物件費の削減

**★歳入の確保** 9億1,144万円

- ・ ふるさと納税制度の活用
- ・ 未利用となっている市有地の売払い
- ・ 市税等の徴収強化(夜間徴収、日曜窓口設置、差押物件公売等の実施)

※行政改革の効果額のうち、ふるさと納税制度の活用が、8億9,299万円程で、行政改革効果額全体の80.0%を占めています。

**【5年間の行革効果額】**

平成28年度	2億1,191万円
平成29年度	2億8,359万円
平成30年度	6億9,119万円
令和元年度	7億9,144万円
令和2年度	11億1,585万円
<b>5年間合計</b>	<b>30億9,398万円</b>

目標額  
9億3,912万円  
に対し  
**329.5%達成!!**

**令和3年度も行政改革に積極的に取り組みます!!**

※ 詳しくは、市ホームページをご覧ください。



# 夏休みも頑張っています！

夏休み期間中も、子どもたちや学校の先生たちは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を講じた上で、様々な行事に出席して頑張っています。

### 市教育講演会

7月27日、Zoomによるオンラインで市教育講演会を開催しました。大分県鷹鳥屋神社宮司の矢野大和氏を講師に「生きる力と人権」というテーマで講演をしていただきました。誰もが相互に人権を尊重し合い、明るく前向きに楽しく充実した生活を送ることができるようにするためには、一人ひとりが必要とされている居場所をつくることやプラスの言葉かけを心掛けるようにすることが大切であることなど多くの気づきを得ることができました。

当日は、市内の幼稚園、小・中・高等学校の教職員及び保護者、市民の方々194人が参加し、人権について考え、明日からの実践へ意欲を高めるよい機会となりました。



### 市学力向上教員研修会

8月4日、アクアホールで市学力向上教員研修会を開催しました。前半は「資質・能力を育成する授業」「学力向上につながる取組」という視点で生冠中学校の西別府千恵子教諭が実践発表を行いました。その後、小・中教科別に各調査問題を活用し、これらが解けるようにするための指導法について、グループで演習を行いました。最後に、県教育庁義務教育課の別枝昌仁主任指導主事に「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりのポイント」というテーマで指導講話をいただきました。当日は市内全小・中学校から50人が参加しました。2学期以降の各学校での実践につながる充実した研修会になりました。



### 市子どもサミット

8月5日、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、Zoomによるオンライン会議で市子どもサミットを開催しました。市内小・中学校の代表が「よりよい学校づくりのために、私たち自身が取り組んでいること(取り組みたいこと)」をテーマにそれぞれの学校の実践を発表しました。あいさつ・ボランティア活動・レクリエーション活動など他校の実践内容を知り、自校の取組を更に充実させる機会になりました。また、市内各小・中学校をオンラインでつなぎ、意見交換するという体験ができたことは、今後につながるよい機会となりました。



## 「やめて!! コンビニ受診」

休日や夜間の病院受診、ちょっとその前に・・・心がけましょう、受診のマナー

串木野健康増進センター(☎33-3450)

軽症の方が「昼間は病院が混んでいるから」「昼間は仕事だから」と、軽い気持ちで休日・夜間に医療機関を受診する「コンビニ受診」。この「コンビニ受診」の増加が医師の疲弊を招き、適切な医療を受けられなくなる恐れがあります。私たちのまちの医療を守るためには、医療機関を適切に利用するという一人ひとりの心がけと協力が必要です。

### ● 「休日当番医制」とは・・・緊急性の高い患者「急病患者」のためのものです

コンビニ受診はなぜいけない

- ・ 本心に治療が必要な患者への対応が難しくなるからです。
- ・ 割増料金がかかり医療費が高くなります。
- ・ 当番医が専門外の場合は、ほかの医療機関の受診をお願いすることがあります。また、昼間の診療時間内のような診療ができないことが多くあり、改めて通常の診療時間に再診療になります。

### ● 私たちのまちの医療を守るためにできること

診療時間内に受診しましょう。昼間の診療時間内は外来の患者さんを診るために必要な医療スタッフがそろっています。

「かかりつけ医」をもちましょう。普段の体調や病歴などを把握したうえで診察してもらえます。休日や夜間に受診が必要と思ったら・・・受診前に電話でかかりつけ医や当番の医療機関へ相談しましょう。昼間の診療時間内に受診できないか、もう一度よく考えてみましょう。

### ● 子どもの急な病気で心配になったら

夜間、急な子どもの病気で心配になったときは、小児救急医療電話相談(#8000)をご利用ください。適切な対処の仕方やアドバイスが受けられます。

急な病気について、看護師等が助言をします

**鹿児島県 小児救急電話相談**

月～土曜日 19時～翌朝8時  
日・祝・年末年始(12/29～1/3) 8時～翌朝8時

**県内統一 #8000**  
ダイヤル回線などからは☎099-254-1186

● こどもの救急 ONLINE-QQ  
(公社)日本小児科学会のHPです。  
具体的な症状ごとの対処方法や、家庭内で起こりやすい事故を防ぐためのポイントなどが掲載されています。



鹿児島県・鹿児島県医師会・鹿児島県看護協会

### ● いちき串木野市の「休日当番医」

休日の当番医は、市医師会会員の協力により実施しています。

当番医が専門外の場合は、ほかの医療機関の受診をお願いする場合があります。

<診療時間> 休日・・・8:30～18:00

当番医は、市のホームページに掲載しています。

ホームページをご覧になれない等、当番医が分からない場合は、お問い合わせください。

いちき串木野市消防署 ☎32-0119    いちき串木野市役所 ☎32-3111

### ● 緊急時は119番に通報し、救急車を要請してください

#### 119番に迷ったら「Q助」を

総務省消防庁「Q助」案内サイト

[https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/filedList9\\_6/kyukyuu\\_app.html](https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/filedList9_6/kyukyuu_app.html)



救急受診アプリ「Q助」は、緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するため、消防庁で作成されたスマートフォン・タブレット端末で利用できるアプリです。

# 10月1日は浄化槽の日です

## 環境を守り、生活を快適にする合併処理浄化槽を設置しましょう

上下水道課(☎21-5157)

毎年10月1日は「浄化槽の日」です。

これは、浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」が、昭和60年10月1日に全面施行されたことを記念して設けられました。

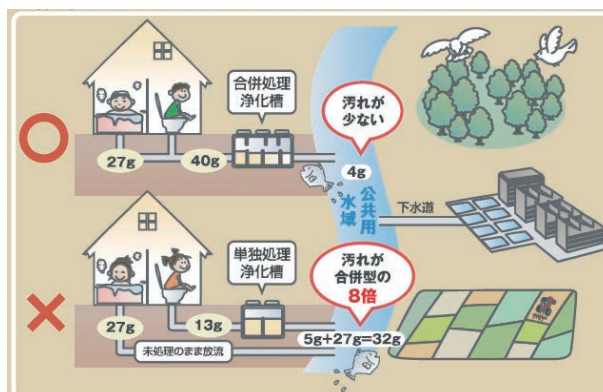
市ではこの日にちなみ、合併処理浄化槽への転換と適正な維持管理を呼びかけています。

### 合併処理浄化槽へ切り替えましょう！

単独処理浄化槽は、トイレの排水のみを処理し、お風呂、洗濯、台所等の生活雑排水は未処理のまま河川等に放流していますので、周辺の環境を保全するために、単独処理浄化槽を使用している方は、合併処理浄化槽へ切り替えましょう。

単独処理浄化槽、くみ取便槽から合併処理浄化槽への切り替えに対して**補助金**がありますので、詳しくは、上下水道課へお問い合わせください。

※新築・建替の場合は、補助対象外です。



### 合併処理浄化槽はこんなところがスグレもの！



- ✓家庭からでる水の汚れを約10分の1に減らして流せるので、身近な小川や排水路がきれいによりみがえり、地域の川などの水量も維持できます。
- ✓水洗トイレで毎日の生活が快適になります。
- ✓設置スペースはわずかマイカー1台分。
- ✓強化プラスチック製で、強度・耐久性もばっちり。
- ✓単独処理浄化槽やくみ取便槽からの設置替えの場合、**補助金制度**があります。

### 浄化槽は正しく使いましょう！

- トイレの洗浄水は十分な量を流す。
- 便器の掃除には、微生物に影響するような薬剤は使用しない。
- トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さない。
- 浄化槽の電源は切らない。また、通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがない。
- マンホールの上に物を置かず、蓋はいつもきちんと閉めておく。
- 消毒剤は切らさず、常に消毒されるようにする。
- 野菜くずや、てんぷら油を流さない。(油は再利用するか、固めるなどしてゴミとして出す)



# いちき串木野市職員人事行政の運営状況

総務課 (☎33-5625)

## 1. 職員数に関する状況

### ●退職・採用職員数

(単位:人)

区 分	令和3年度 採用	令和2年度 退職	増 減
一般行政職	7	13	△6
消 防 職	2	3	△1
技能労務職	0	1	△1
再 任 用	12	5	7
計	21	22	△1

### ●令和3年度再任用者数

(単位:人)

区 分	常 勤		短時間勤務	
	再任用	(更新)	再任用	(更新)
一般行政職	3	1	14	5
消 防 職	0	0	1	1
技能労務職	0	0	3	2
計	3	1	18	8

### ●部門別職員数

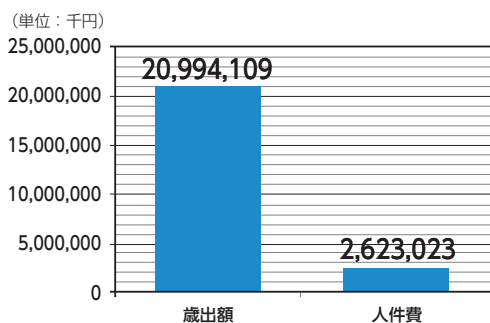
(単位:人)

区 分		R2.4.1時点	R3.4.1時点	増減	主 な 増 減 理 由
一般行政 部門	議 会	5	5	0	
	総 務	63	64	1	組織機構見直しによる係の再編
	税 務	22	20	△2	組織機構見直しによる係の統合
	民 生	31	34	3	組織機構見直しによる課の新設
	衛 生	19	19	0	
	労 働	1	1	0	
	農 林 水 産	22	22	0	
	商 工	14	18	4	組織機構見直しによる課の新設
	土 木	24	22	△2	組織機構見直しによる課の統合
	小 計	201	205	4	
特別行政 部門	教 育	47	40	△7	組織機構見直しによる課の統合、事務事業の再編
	消 防	49	49	0	
	小 計	96	89	△7	
公営企業 会計部門	水 道	9	9	0	
	下 水 道	4	4	0	
	そ の 他	21	22	1	組織機構見直しによる課の新設
	小 計	34	35	1	
総 合 計		331	329	△2	

※職員数には特別職は含みません。

## 2. 職員の給与状況

### ●人件費の割合(令和2年度一般会計決算)



歳出額のうち、人件費の占める割合は約12.5%

※令和2年度一般会計実質収支：599,902千円

※特別職及び議員に支給される給料及び報酬、職員に支給される給料及び手当、地方公務員共済組合負担金、退職手当負担金等が含まれます。

### ●職員の平均給料月額・平均年齢

	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	321,245 円	43.9 歳
技能・労務職	313,611 円	51.2 歳

### ●初任給(一般行政職)

	いちき串木野市職員	国
大学卒	171,700 円	182,200 円
高校卒	150,600 円	150,600 円

### ●経験年数・学歴別平均給料月額(一般行政職)

	10～15年未満	15～20年未満	20～25年未満
大学卒	265,376 円	316,557 円	352,430 円
高校卒	— 円	268,800 円	324,275 円

### ●職員手当の状況

#### 【期末手当・勤勉手当(令和2年度支給割合)】

	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.3月分 (0.725月分)	0.95月分 (0.45月分)	2.25月分 (1.175月分)
12月期	1.25月分 (0.725月分)	0.95月分 (0.45月分)	2.2月分 (1.175月分)
計	2.55月分 (1.45月分)	1.9月分 (0.9月分)	4.45月分 (2.35月分)

※職制上の段階・職務の級等による加算措置：あり

※( )内は再任用職員に係る支給割合

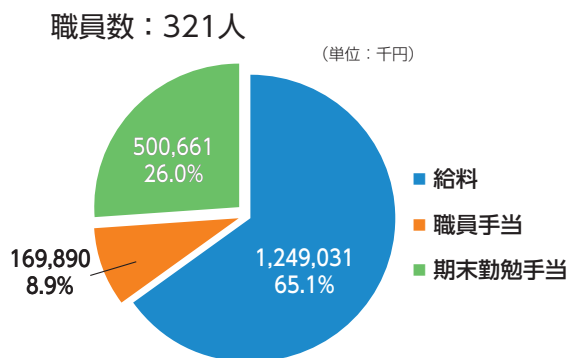
※国の制度と同様

#### 【特殊勤務手当(一般会計)令和2年度決算】

職員全体に占める手当支給者の割合	24.9%
支給職員1人あたりの平均支給月額	2,268 円
手当の種類	14

※主な手当の名称：福祉手当、税務手当、特殊作業従事手当

### ●職員給与費の状況(令和2年度一般会計決算)

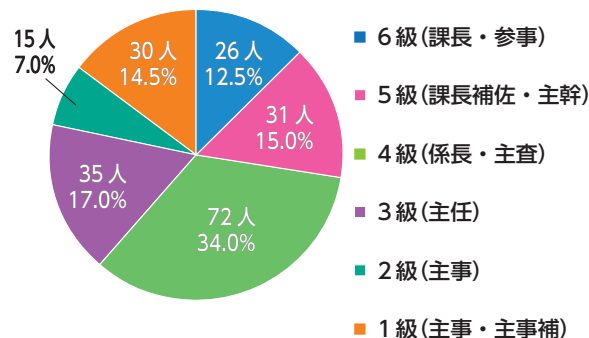


※一人あたりの給与費：5,963千円

※児童手当及び退職手当負担金は職員手当に含まれません。

※特別職の給与費も含まれます。

### 級別職員数(一般行政職)



#### 【退職手当(令和2年度支給割合)】

	自己都合	勸奨・定年
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分

※その他加算措置：定年前早期退職特別措置(2%～45%)

※退職時特別昇給：なし

※国の制度と同様

#### 【時間外勤務手当(一般会計)令和2年度決算】

支給総額	46,517 千円
支給職員1人あたりの平均支給月額	15,444 円



### 【扶養手当・住居手当・通勤手当の支給】

区 分		支給月額	
扶養 手当	配偶者	6,500円	
	配偶者以外	子	10,000円
		父母等	6,500円
	扶養家族のうち1人につき (16歳に達する年度初頭～22歳に達する年度末)		5,000円
住居 手当	借家(家賃月額が16,000円超の場合に限る)	家賃の額に応じて (上限28,000円)	
通勤 手当	原則、通勤距離が片道2km以上	片道の距離に応じて (3,500円～13,700円)	

※通勤手当は国の制度と異なる。

### 【特別職の報酬等(令和3年4月1日現在)】

区 分	給料・報酬(月額)		
	本則	支給額	
給 料	市長	808,000円	727,200円
	副市長	638,000円	606,100円
	教育長	590,000円	584,100円
報 酬	議長	387,600円	387,600円
	副議長	304,200円	304,200円
酬	常任・議会運営委員会の委員長	290,700円	290,700円
	議員	281,000円	281,000円

※市長10%、副市長5%、教育長1%の減額を実施しています。

## 3. 職員の休業に関する状況

- 自己啓発等休業 … 0人
- 育児休業 … 女性職員 4人 男性職員 1人
- 大学院修学休業 … 0人

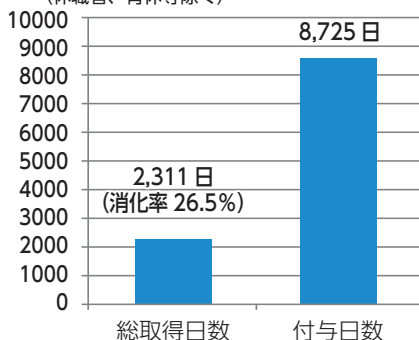
※令和2年度中に新たに取得した者と令和元年以前から引き続き取得している者の合計

## 4. 勤務時間その他の勤務条件

- 勤務時間 … 始業時間 8:30 終業時間 17:15 1週間の勤務時間 38時間45分

### ●一般行政職員の休暇取得状況(令和2年)

全体職員数：229人 平均取得日数：10日  
(休職者、育児等除く)



### ●主な特別休暇

種別	取得可能期間
骨髄移植のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5日以内
結婚休暇	5日以内
保育休暇	1日2回、1回30分
妻の出産休暇	5日以内
子の看護のための休暇	5日以内
父母の祭日のための休暇	1日以内
夏季特別休暇	3日以内

## 5. 職員の分限及び懲戒処分の状況

### ●分限処分

勤務実績が良くない職員、心身に故障のある職員に対しては、公務能率の維持及びその適正な運営の確保のために、後任・免職・休職等の処分を行うことができます。

(令和2年度 心身の故障により休職処分を受けた職員：4人)

### ●懲戒処分

職務上の義務等に違反した職員に対しては、その道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持するために、戒告・減給等の不利益処分を行うことができます。

(令和2年度 懲戒処分を受けた職員：0人)



## 6. 職員の服務状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては全力を挙げ、これに専念しなければなりません。また、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務・信用失墜行為の禁止・秘密を守る義務・職務に専念する義務・政治的行為の制限・争議行為等の禁止・営利企業等の従事制限が課されています。

### ●営利企業等従事許可の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員を兼ね、もしくは自ら営利企業を営み、または報酬を得て如何なる事業等にも従事してはならないとされています。

令和2年度には34件の申請がなされ、許可しています。

## 7. 職員の退職管理

いちき串木野市職員の退職管理に関する規則等では、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職の職員への働きかけを禁止しています。



## 8. 職員の研修参加状況(令和2年度)

研修項目	参加人数	研修項目	参加人数
新規採用職員研修(前・後期)	8人	県町村会(パソコン研修)	4人
自治研修センター研修	26人	ゲートキーパー養成研修	105人
串木野青年会議所活動	3人		

## 9. 職員の人事評価

能力及び実績に基づく人事管理を行うとともに、職員の主体的な能力開発を促進し、効果的な人材育成の推進及び組織の強化を目的とする。

評価名	対象者	評価項目	
人事評価	全職員 (休職者、育休等除く)	職員	能力評価、業績評価
		新規採用職員	条件付採用期間中における勤務評価
		会計年度任用職員	再度の任用の手続きを行う際の能力実証

## 10. 職員の福祉および利益の保護

(福利厚生制度に関する状況)

区分	受診者数
血液検査	162人
便潜血検査	124人
レントゲン検査	161人
人間ドック	143人

## 11. 公平委員会に係る業務の状況

内容	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申し立て	0件